

市民ネットワークちば

発行責任者 坪井はるか 湯浅美和子

編集・発行 市民ネットワークちば 〒260-0013 千葉市中央区中央 4-10-11 TEL043-201-2551 FAX043-223-7701



私たちの代理人として議会に送り出しています

- 川本幸立 (緑区・県議)
- 小西由希子 (中央区)
- 常賀かつ子 (稲毛区)
- 湯浅美和子 (美浜区)
- 長谷川ひろ美 (花見川区)
- 福谷章子 (緑区)
- 山田京子 (若葉区)

新設 こども未来局

ようやく始まる 福祉と教育の連携

新設の目的は

少子化対策、児童虐待、青少年問題など複雑多様化する課題に対し一体的な施策展開を図るため、子ども家庭部と教育委員会・青少年課を統合した。幼稚園や私学助成、DV対策も担当。

「こども未来局」の守備範囲は

今年3月に策定された「夢はぐくむ ちば こどもプラン（千葉市次世代育成支援行動計画・後期計画）」は、国の「次世代育成支援対策推進法」に基づき、4月施行の「子ども・若者育成支援推進法」の30代までを対象とした自立支援計画も盛り込んでい。計画を実施・推進するのが「こども未来局」で、児童福祉法で18歳未満を示す「子ども」と区別し、青少年を含む「こども」と表記している。



目指すものは

「子どもを産み育てたいと思うまち」「ちば」の実現が基本理念だが、基本目標のトップに「こどもの参画の推進」が掲げられた。「わがまちの子育て応援宣言」では、「こどもの参画をすすめて、子どもが希望を持てるまち・千葉市をつくります！」としている。以下、子育て家庭の「育児力」の向上、地域の「育児力」の向上、地域の「育児力」の向上、仕事と家庭生活の両立支援と、多面的な子育て支援策が盛り込まれている。（千葉市HPを参照）

市民ネットワークちばから「こども参画」への提案と期待

「こどもの参画の推進」が市のこども施策として掲げられたことには、大きな意味があります。千葉市では、「意見をいう場とそれを受け止める社会システム」があれば子どもの社会参画が促進され、子どもの自立につながる一としています（こども環境学会 2010 年大会発表資料）。

具体的な取り組みとしては、「こどもの力フォーラム」や「こどものまち開催」などのモデル事業、「こどもの参画基本計画」や「こども参画条例」策定などが計画されています。

市民ネットでは、家庭・学校・地域社会での子どもの存在・子どもと大人の関係を根本的に見直し、特定の子どものみに限定せず、すべての子どものあらゆる場面での参画を推進する仕組みを盛り込んだ「子ども条例」を、子どもと大人がいっしょになってつくり上げることを提案します。そして、子どもたちの日常生活の大きな部分を占める学校での「子どもの参画」の推進には欠かせない教育委員会との連携強化を期待します。

市長の次は議会 選挙で変えよう！

統一地方選挙まで、あと1年を切った！ 市民ネットワークちば 共同代表 湯浅美和子

条例提案へのご意見募集！

市民ネットワークでは、現在議員発議による条例提案に向け準備を進めています。

- ・子どもの意見表明権の確保
- ・地下水・湧水の涵養と保全
- ・自転車の安全走行と利用促進

上記のようなテーマについて皆さまからのご意見・ご提案を募集しています。また、一緒に考えて下さる方も同時に募集中ですので、事務所までご連絡下さい。

(締め切り6月末日)

前回の統一選挙の後、千葉市は大きく変わりました。市民ネットワークちばが全力で応援した熊谷市長が誕生し、市民ネットが、いわゆる「与党」(ネットの主張は、地方議会は二元代表制。与党野党は存在しない)という、これまで経験したことのない立場にいます。

そのような状況であることも踏まえ、昨年度、市民ネットのルールの一つである「ローテーション」について話しこみました。与野党の「ねじれ」の中で市民ネットに求められるのかなど、さまざま問題提起がされましたが、結論として、議員を職業化せず、2期8年(※)で交代して議員経験者を社会に送り出していくという本来の考え方に立ち、現在のルールに則っていくことを確認しました。

すでに候補者公募を行っている党もあり、そんな動きも横目でにらみながら、各区事務所でも日々の活動とともに、候補者選考など準備が始まっています。

市民ネットを創り支えてきた、いわゆる「専業主婦」といわれる層は薄くなり、一方で国政の動きがもろに地方選挙にまで影響を落とすようになりました。市民ネットにとって大変厳しい状況です。しかし「市民自治」を目指す私たちの運動に揺らぎはありません。市政改革を進める市長とも連携し、そして議会改革を進める市民ネットであり続けるために、来年4月の統一地方選挙にしっかりと取り組んでいきます。地域課題にともに取り組む仲間の輪を広げていきましょう！

(※原則2期 現数を超えて擁立の場合は最長3期まで)